



会 社 名 株式会社テクノ・セブン

代表者名 代表取締役社長 齊藤 征志

(コード番号 6852 東証 JASDAQ)

問合せ先 取 締 役 東 由 久

電 話 03-3245-1431

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日、平成27年5月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ改定するものです。

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は下記のとおりです。

記

「内部統制システム構築の基本方針」

テクノ・セブン(以下「当社」という。)及び当社の子会社(以下「グループ会社」という。)から成るテクノ・セブングループは、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動についてのガイドラインとして、行動規範、倫理規範を明示した「テクノ・セブングループ行動指針」を定め、取締役及び社員はこれを遵守する。また、社内研修等により周知し、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。
- ・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の整備を図 る。
- ・内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員からの通報・相談窓口とする。

- ・反社会的勢力の排除のため、情報をグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。
- ・当社及びグループ会社の取締役会は、法令、定款及び社内規程等に従い、取締役の職 務執行を監督する。
- ・監査役会は、取締役社長直轄の内部監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務 執行につき、法令、定款及び社内規程等の遵守状況を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む)を、関連資料とともに、文書管理規程 その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理するとともに、閲覧可能な 状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析並びに発生した損失の拡大を 防止するためのリスク管理規程等を制定する。リスク管理規程等の適用範囲にはグル ープ会社も含め、グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理 を行う。
- ・新たに生じた損失の危険への対応については、その危険の程度に応じた適切な対応責任者をただちに決定する。また、重要な損失の危険に対しては、当社がグループ会社に対し助言・指導し、適切な管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・重要な業務執行その他当社グループに影響を与える重要事項については、取締役社長、 その他必要な構成員からなる経営会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する。
- ・当社及びグループ会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、連結グループ経営の 適正かつ効率的な運用に資するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス、リスク管理その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を 横断的に対象とするものとし、親会社とも協力しながら合理的な内部統制システムを 構築する。
- ・グループ各社間の情報交換、人事の交流を積極的に行い、連携を強化する。
- ・グループ会社は、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

- ・グループ会社は、経営の重要な事項に関しては、当社への事前承認または当社への報告を求めるものとする。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 (補助使用人)に関する事項
 - ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
- 7. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
 - ・補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令は、監査役が行う。
 - ・補助使用人の報酬、人事考課及び人事異動については、監査役の意見を尊重し、その 同意を要する。
- 8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査 役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、取締役等からその職務 の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - ・取締役及び社員等は、当社に重大な影響を与える事柄について、監査役への報告義務 を有するとともに、監査役会の要求に従い、自己の職務の執行状況を監査役に報告す る。
 - ・社員の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、内部監査室と密接な情報交換および連携を図る。また、代表取締役と監査 役会との定期的な会議を開催し、相互認識を深める体制とする。
 - ・監査役は必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社 が負担する。

以上